

大分県では価格転嫁の円滑化を推進しています

「パートナーシップ構築宣言」をぜひ！

成長と分配の好循環の実現に向けては、原材料費、エネルギー等の上昇分をサプライチェーン全体で適切に価格転嫁した上で、確保した収益を賃上げに結びつけ、個人消費の活性化へと繋げていくことが重要です。そのため大分県では、国の地方機関、県内経済団体、連合大分、銀行協会と価格転嫁の円滑化に関する協定を締結し、価格転嫁しやすい環境づくりに取り組んでいます。

パートナーシップ構築宣言とは

価格交渉に十分応じることなど取引先との共存共栄を代表者の名前で宣言すると、国がその企業名と宣言文をHPで公表する制度です。パートナーシップ構築宣言の加入促進は、大分県が締結した協定項目の1つでもあります。制度や協定の趣旨にご賛同いただける企業の皆様は、是非宣言をお願いいたします。

宣言の手続き

宣言文を作成し、国のポータルサイトに登録するだけで完了です。
同サイトには宣言文のひな型（裏面参照）も用意されています。
費用もかかりません。

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

<https://www.biz-partnership.jp/>



補助金における加点措置

宣言すると国や県の補助金の審査において加点措置が受けられます。
（加点措置が受けられる国補助金の例）

- ✓事業再構築補助金 ✓ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
 - ✓省エネルギー投資促進支援事業費補助金 ✓サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金
- ※県の補助金については現在検討中ですので、順次県庁HP等でお知らせします。

県内宣言企業数304社（3月13日現在）

県内企業も
続々宣言中！

【業種別】

1位	運輸業	108社
2位	製造業	62社
3位	建設業	32社
4位	サービス業	29社
5位	小売業	28社

【市町村別】

1位	大分市	102社
2位	中津市	58社
3位	別府市	25社
4位	日田市	20社
5位	宇佐市	17社

詳細は県庁ホームページ参照



価格転嫁の円滑化に関する協定（令和5年2月17日締結）

【協定項目】

- ①価格転嫁の状況に関する情報収集と発信
- ②価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の周知
- ③パートナーシップ構築宣言の促進

【協定期間】

令和5年2月17日～令和6年3月31日

【協定参加機関・団体】

大分県・経済産業省九州経済産業局・国土交通省九州運輸局・厚生労働省大分労働局・大分県経営者協会・大分県商工会議所連合会・大分県商工会連合会・大分県中小企業団体中央会・大分経済同友会・大分県中小企業家同友会・大分県トラック協会・日本労働組合総連合会大分県連合会・大分県銀行協会

【このちらしの作成元】

大分県商工観光労働部 商工観光労働企画課
企画管理班 TEL 097-506-3215

3/28オンラインセミナー開催！ →



最新情報をLINE配信！
LINE@登録

LINEに届く！
LINE@登録
友だち追加QR

<https://lin.ee/bxNc56U>

Facebookでチェック！
Facebookページ

Facebookで知れる！
公式Facebookページ

<https://facebook.com/oita.chusho>

「パートナーシップ構築宣言」のひな形

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

- a. 企業間の連携(オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等)
- b. IT実装支援(共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等)
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組(脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等)
- e. 健康経営に関する取組(健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等)

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

※下記①～⑤の取組内容は、「振興基準」(取引対価決定の際の協議、契約条件の書面交付等)を踏まえた上で、業界の取引形態に合わせて変更することが可能です。

※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する」場合には、その旨記載ください。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

※型とは、金属、プラスチック、ゴム、ガラス等の素材を、それぞれ目的とする製品の成形加工用に使用される金型のことです。型を活用した取引を行っていない場合には、除外してください。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

(例)取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50(フィフティ・フィフティ)”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

(例)約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

○年○月○日

企業名

役職・氏名(代表権を有する者)